



金澤 紀子 先生

略歴

- 1964年 福島県立歯科衛生士養成所（現：福島県立総合衛生学院歯科衛生学院）卒業
- 1964年 本間歯科診療所
- 1971年～ 財団法人ライオン歯科衛生研究所
- 1992年～ 財団法人（現：一般財団法人）日本口腔保健協会
- 1984年4月～1993年3月 社団法人日本歯科衛生士会会長
- 2003年11月～2012年3月 社団法人日本歯科衛生士会会長
- 2012年4月～2015年6月 公益社団法人日本歯科衛生士会会長
- 2015年7月～ 同顧問
- 1993年～2012年 日本口腔衛生学会理事
- 1999年～2002年 日本公衆衛生学会評議員
- 2006年～2008年 日本歯科衛生学会長

歯科衛生士業務の変遷と歯科診療報酬との関わりについて

公益社団法人日本歯科衛生士会顧問
金澤 紀子

わが国の歯科衛生士法は昭和23（1948）年に制定・公布され、70年を経過した。法制定時は保健所の歯科予防担当者として養成され、業務内容は「歯牙及び口腔の疾患の予防処置」として「正常な歯肉の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること」及び「歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること」であり、今日まで不変である（法第2条第1項）。

1950年に最初の歯科衛生士が誕生し、その多くは保健所に就業したが、数年で採用が頭打ちになり、歯科診療所や病院に就業するようになった。しかし当時、「診療の補助（歯科診療の補助を含む）」は保健師助産師看護師法（以下「保健看法」という。）の規定により看護師の業務独占となっており、歯科衛生士が歯科診療の補助（相対的歯科医行為）を行うことはできなかった。

これらのことから、昭和30（1955）年に歯科衛生士法が改正され、保健看法の規定を一部解除し、歯科衛生士業務に「歯科診療の補助」が追加された（法第2条第2項）。その後、平成元（1989）年の法改正により「歯科保健指導」が追加され（法第2条第3項）、平成26（2014）年には、歯科衛生士が予防処置を実施するに当たり、歯科医師の「直接の指導の下に」を「指導の下に」とする改正が行われた。このような改正を経て、業務3本柱（歯科予防処置、歯科診療の補助、歯科保健指導）が確立された。そのなかで、例えば、歯科衛生士が行う「歯石除去」は、正常な歯肉の場合は予防処置（法第2条第1項）、歯周病に罹患している場合は歯科診療の補助（法第2条第2項）であり、歯・口腔に薬物を塗布する場合も同様である。このことは、歯科衛生士業務と歯科診療報酬との関わりを理解するうえで重要である。

歯科診療報酬における歯周治療の評価は、日本歯科医学会が策定した「歯周病の診断と治療のガイドライン」に基づき、平成8（1996）年の改定で体系化された。このガイドラインは平成19（2007）の改定を経て“歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方”として引き継がれ、診療報酬改定における算定要件等の見直しに反映され、今日に至っている。

歯科衛生士が行う実地指導は、当初、平成4（1992）年に新設された歯周疾患指導管理料の加算点数として設定され、平成8年の歯周治療の体系化に基づく改定により、歯科衛生実地指導料として独立項目となった。その後、歯科衛生士関連項目が順次導入され、増加しつつある。近年の歯科点数表の診療行為別統計では、歯周基本検査、スケーリング、SRP、歯科衛生実地指導料等の項目が上位を占めており、歯周治療における歯科衛生士業務と歯科診療報酬との関わりが顕著であることを示している。

歯科衛生士の95%余りが歯科診療所や病院に就業しており、その「雇用」と「業務の質」を支える経済基盤が診療報酬である。そのため、診療報酬体系やガイドラインに即した臨床実践能力を高め、良質な歯科医療の提供に資することが重要である。また、メンテナンスや未病の人々に対する全世代型の歯周病予防への取組みとともに、医療との連携が課題であると考えられる。